平成２６年（フ）第１０９号
愛知県安城市横山町下毛賀知127番地４　ロイヤル小野301
債務者　瀬守　正樹
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１２３３号
大阪府東大阪市菱屋西１丁目３番39号　菱栄マンション207号、前住所大阪府東大阪市荒本西３丁目３番５―302号　ウィングコート東大阪302号室
債務者　森本　久美
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３５５号
大阪府守口市大久保町２丁目29番15―1503号
債務者　橋本　恵子
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５２６号
大阪府東大阪市楠根３丁目11番８号
債務者　髙阪　敏弘
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５８４号
大阪府枚方市南楠葉２丁目31番13号
債務者　河村　宏
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６３５号
大阪府東大阪市瓜生堂１丁目１番11号　ビアットサンシャイン301号
債務者　堅多麻衣子
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７４７号
大阪市大正区平尾５丁目６―17、住民票上の住所大阪市大正区南恩加島３丁目８番12―809号
債務者　加藤　九
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７５７号
大阪市城東区森之宮２丁目９番611号
債務者　岩井　良泰
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７７９号
大阪市淀川区三津屋中１丁目１番11―７号、前住所大阪市淀川区三津屋南２丁目６番９号ヤマイ文化１階
債務者　柳澤　知美
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０３８号
大阪市淀川区宮原１丁目19番23―607号
債務者　伊藤　勝美
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０３９号
大阪市淀川区宮原１丁目19番23―607号
債務者　伊藤智恵子
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０５０号
大阪市北区同心２丁目11番１号　ハイネス同心302号室
債務者　光原　淑恵
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１５１号
大阪市中央区瓦屋町１丁目10番２号603
債務者　大橋　一世
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１６５号
大阪市港区三先２丁目20番64号
債務者　坂本壽美子
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１６６号
大阪市港区三先２丁目20番64号
債務者　坂本とし子
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１７０号
大阪府高槻市富田町５丁目５番26号
債務者　冨松　道子（旧姓堀林）
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２０３号
大阪市西淀川区佃３丁目19番10―306号
債務者　寺本　克己
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部